

府民経済計算と関連データでみるコロナ禍の影響(令和3年度)

1 はじめに

本稿で対象とする令和3年度の状況を振り返ってみると、令和2年1月に新型コロナウイルスの国内初感染が発見されてから約1年経っていたものの、日本経済は新型コロナウイルスの脅威に脅かされ、人々は新しい生活様式の実践を余儀なくされていました。令和3年度は新型コロナウイルスの変異株の出現により、緊急事態宣言が繰り返し発出されました。その中で、令和3年2月17日には医療従事者への新型コロナウイルスワクチン接種が開始されました。ワクチン接種が日本全体に広まると、「ワクチン接種が進む中における日常生活回復に向けた考え方」の政府方針が同年9月に決定されました。これにより、ワクチン接種証明や新型コロナウイルスの陰性証明があれば、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象地域でも、飲食店の利用や県をまたぐ移動が可能となりました。また、条件付きでの飲食店の時短営業の延長や解除、酒類の提供や水際対策の一部緩和が行われ、社会経済活動の再開に努めた結果、日本経済はコロナ禍前の水準には及ばないものの、持ち直しの動きがみられました。

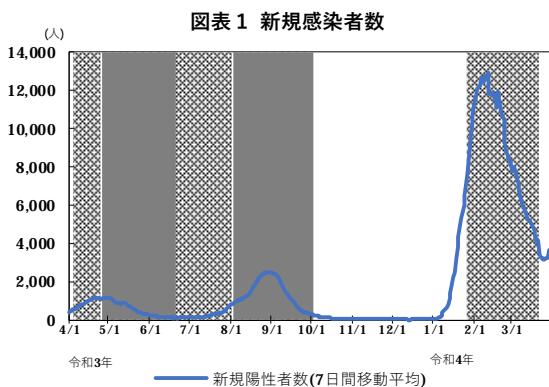
大阪府経済の動きを令和3年度大阪府民経済計算で確認すると、経済成長率は名目が**3.8%**増、実質が**2.7%**増、府民所得が**6.5%**増とともに3年ぶりのプラス成長となり、落ち込みの激しかった令和2年度と比較すると、日本経済と同じく府民の社会経済活動が一定程度回復したことが分かりました。

本稿では、コロナ禍における令和3年度大阪府民経済計算の推計結果について、様々な資料を参照しながら生産側・支出側・分配面から要因を分析します。

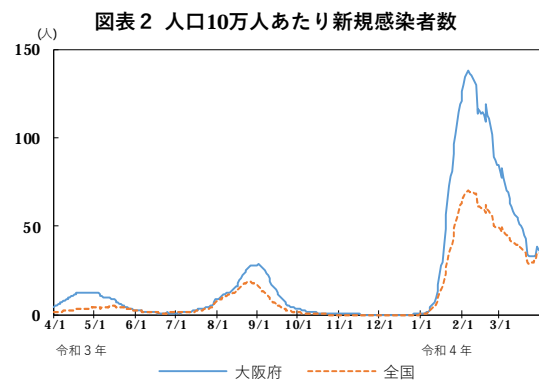
なお、特に断りがない限り、グラフやデータは令和3年度の大阪府を対象としています。

2 大阪府の感染状況

まず、令和3年度における大阪府の感染状況を確認します。



資料)大阪府 HP「大阪モデル/感染拡大・医療提供体制の逼迫状況を示す指標」(令和6年2月13日閲覧)より作成
注)シャドー部分は緊急事態宣言が発出されていた期間、網かけのシャドー部分はまん延防止等重点措置の適用期間



資料)厚生労働省 HP「データからわかるー新型コロナウイルス感染症情報ー」(令和6年2月13日閲覧)より作成
注)7日間の平均値

新型コロナウイルスの変異株の出現により、新規感染者数(7日間の平均値)は、アルファ株の流行時である4月中旬(第4波¹)、デルタ株の流行時である8月中旬(第5波)、オミクロン株の流行時である1月下旬(第6波)に多くなっています。特に、感染力の強いオミクロン株の流行時(第6波)には、過去類を見ない速度で感染が急拡大し、約1か月にわたり新規陽性者数が1万人を超える大規模な感染が継続しました【図表1】。

また、人口10万人当たりの新規感染者数(7日間の平均値)を全国と比較すると、年度を通じて大阪府は全国よりも感染者数が多い状況が続き、特に1月下旬(第6波)は全国の約2倍の新規感染者数となりました【図表2】。その結果、医療提供体制のひっ迫や多数の高齢者施設関連のクラスタの発生、濃厚接触者の急増のため、社会経済活動に大きな影響を与えました。

3 生産活動への影響(生産側)

図表3は、令和3年度の経済活動別府内総生産の増加率と寄与度を示したものです。製造業は中分類別も示しています。

令和3年度は、令和2年度と比較(実質)すると大分類16産業のうち11産業が増加しました。その中でも、実質経済成長率(2.7%)への寄与度が大きかった①製造業、②卸売・小売業に着目します。

また、令和2年度に大きく落ち込んだ産業のその後を確認すべく、③運輸・郵便業、④宿泊・飲食サービス業、⑤その他のサービスの動きを確認します。

図表3 経済活動別府内総生産の増加率・寄与度

名目	増加率(%)		寄与度(%pt)	
	増加率(%)	寄与度(%pt)	増加率(%)	寄与度(%pt)
1. 農林水産業	▲ 7.9	▲ 0.00	4.4	0.00
2. 鉱業	▲ 3.8	▲ 0.00	▲ 16.1	▲ 0.00
3. 製造業	5.6	0.98	7.8	1.41
(1) 食料品	▲ 6.2	▲ 0.11	▲ 4.1	▲ 0.07
(2) 繊維製品	▲ 0.6	▲ 0.00	2.9	0.01
(3) パルプ・紙・紙加工品	13.0	0.05	17.5	0.06
(4) 化学	▲ 0.6	▲ 0.01	1.9	0.05
(5) 石油・石炭製品	11.3	0.16	6.6	0.08
(6) 窯業・土石製品	9.3	0.03	17.0	0.04
(7) 一次金属	22.0	0.29	11.9	0.14
(8) 金属製品	7.8	0.13	18.5	0.28
(9) はん用・生産用・業務用機械	7.6	0.23	13.8	0.43
(10) 電子部品・デバイス	68.2	0.17	80.9	0.39
(11) 電気機械	15.4	0.14	20.9	0.22
(12) 情報・通信機器	▲ 29.0	▲ 0.10	▲ 29.7	▲ 0.11
(13) 輸送用機械	▲ 4.6	▲ 0.08	▲ 3.3	▲ 0.06
(14) 印刷業	2.0	0.01	2.1	0.01
(15) その他の製造業	4.5	0.07	4.1	0.07
4. 電気・ガス・水道・廃棄物処理業	▲ 1.7	▲ 0.06	▲ 6.2	▲ 0.22
5. 建設業	3.0	0.15	0.4	0.02
6. 卸売・小売業	8.0	1.18	4.8	0.67
7. 運輸・郵便業	▲ 1.6	▲ 0.06	1.1	0.04
8. 宿泊・飲食サービス業	▲ 2.9	▲ 0.04	0.0	0.00
9. 情報通信業	1.3	0.07	2.9	0.17
10. 金融・保険業	6.8	0.28	10.8	0.48
11. 不動産業	▲ 1.5	▲ 0.19	▲ 2.1	▲ 0.27
12. 専門・科学技術・業務支援サービス業	2.9	0.29	▲ 0.4	▲ 0.04
13. 公務	1.2	0.04	▲ 0.3	▲ 0.01
14. 教育	1.4	0.05	0.3	0.01
15. 保健衛生・社会事業	3.6	0.34	4.8	0.45
16. その他のサービス	5.8	0.20	4.3	0.14
17. 小計	3.3	3.21	2.9	2.80
18. 輸入品に課される税・関税	19.1	0.56	▲ 4.8	▲ 0.14
19. (控除) 総資本形成に係る消費税	▲ 1.2	▲ 0.01	▲ 2.5	▲ 0.02
20. 府内総生産	3.8	3.78	2.7	2.70

資料)大阪府統計課「令和3年度大阪府民経済計算」より作成

¹ 感染の波とその時期については、大阪府健康医療部「保健・医療分野における新型コロナウイルス感染症への対応についての検証報告書」令和4年12月27日(令和5年6月19日改定)を参考にしています。

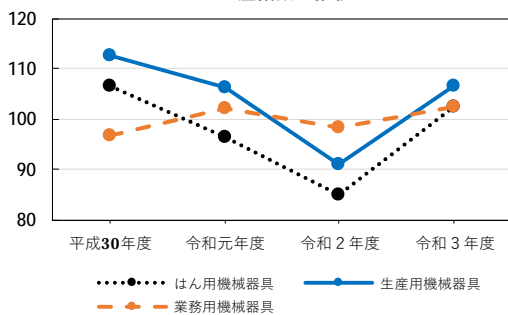
①製造業

製造業中分類別に見ると、はん用・生産用・業務用機械、電子部品デバイスが大きく増加しています。これらの製造業中分類の動きについて、大阪府工業指数を用いて確認します。

はん用・生産用・業務用機械の中には、はん用機械器具製造業(ウェイト²655.0)、生産用機械器具製造業(同 1107.4)、業務用機械器具製造業(同 67.0)が含まれます。図表4を見ると、はん用機械と生産用機械は令和2年度に大きく落ち込んでいますが、令和3年度に大きく上昇しており、はん用・生産用・業務用機械を押し上げた要因だと判断できます。

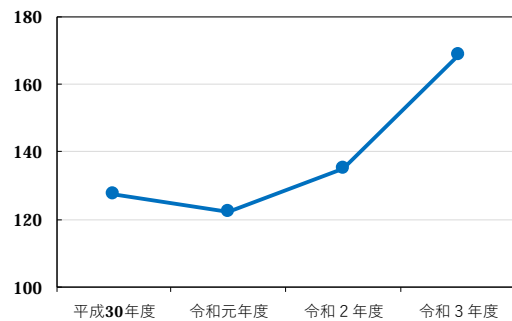
ここで、特に上昇に寄与した生産用機械器具製造業について詳しく見てみます。図表5は、生産用機械器具製造業のうち、建設・鉱山機械の生産指数の推移を表したものです。令和2年度と比較すると、令和3年度の生産指数は大きく上昇していることが確認できます。建設・鉱山機械のウェイト 320.3のうち、ショベル系掘削機械のウェイトが 283.7と大部分を占めていることから、ショベル系掘削機械が好調だったと考えられます。好調の要因として、世界経済の回復を背景に海外への輸出が増加したこと、北米での郊外移住の増加により需要が拡大したこと、国内で経営継続補助金制度が創設されたことで需要が減少しなかったこと等が考えられます。

図表4 はん用・生産用・業務用機械の生産指数の推移



資料)大阪府工業指数年報(2022年確報)を加工して作成
注)2015年(平成27年)=100

図表5 建設・鉱山機械の生産指数の推移

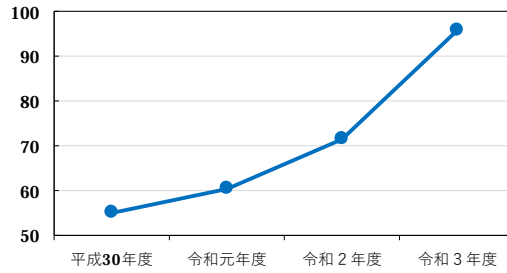


資料)大阪府工業指数年報(2022年確報)を加工して作成
注)2015年(平成27年)=100

次に、電子部品・デバイスについて確認します。図表6から、電子部品・デバイスの生産指数は平成30年度から上昇を続けていましたが、令和3年度には特に大きく上昇したことが確認できます。電子部品・デバイスのウェイト 241.8のうち、アクティブ型液晶パネルが 187.3と大部分を占めていることからアクティブ型液晶パネルが好調だったと考えられます。これは、巣籠り需要や東京オリンピック観戦のためにテレビの売れ行きが伸びたことが要因だと思われる。

² 大阪府工業指数(2015年基準)の生産指数ウェイトで、製造工業全体を 10000.0とした構成比を表す。

図表6 電子部品・デバイス工業の
生産指数の推移



資料)大阪府工業指数年報(2022年確報)を加工して作成
注)2015年(平成27年)=100

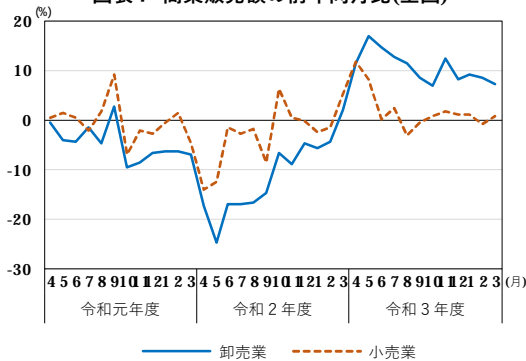
②卸売・小売業

卸売・小売業は、卸売業と小売業から成ります。

図表7は、商業動態統計調査で業種別の商業販売額(全国)の前年同月比を表しています。まず年度前半の動きを確認すると、令和3年4月は緊急事態宣言の下にも関わらず卸売業・小売業ともに大きく増加しました。これは、令和2年度の落ち込みからの反動と考えられます。年度後半を確認すると、卸売業は、下げ止まりが見られました。小売業は8月(第5波)に前年同月を割り込んだものの、緊急事態宣言が解除された10月から1月(第6波)まで再度回復し、その後は一服感が見られました【図表7】。

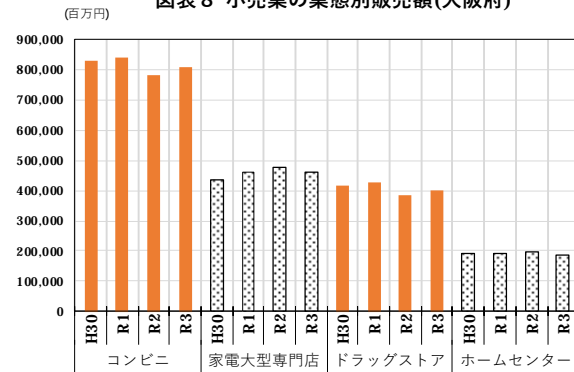
令和3年度の大阪府の小売業を業態別にみると、前年度と比べれば全体的に増加しており、大阪府の総生産額を押し上げる要因の1つになったことが分かります。コンビニ及びドラッグストアは令和2年度に減少しましたが、令和3年度にはコロナ前(平成30年度)の水準には及ばないものの、増加に転じています。家電大型専門店は、コロナ前と比較すると増加しており、ホームセンターはコロナ前と変わらない水準で推移しています。これは、在宅勤務による自宅環境の整備や猛暑によるエアコン需要、オリンピックによるテレビ需要の影響が考えられます【図表8】。

図表7 商業販売額の前年同月比(全国)



資料)経済産業省「商業動態統計調査」より作成

図表8 小売業の業態別販売額(大阪府)



資料)経済産業省「商業動態統計調査」より作成

ここからは、令和2年度で大きく落ち込んだ産業の令和3年度の動きを確認します。

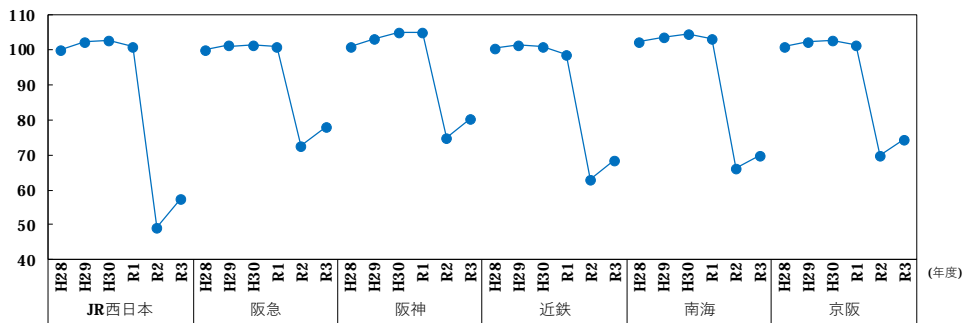
③運輸・郵便業

運輸・郵便業には鉄道業、道路運送業、航空運輸業、倉庫業、郵便局、旅行業等が含まれますが、ここでは鉄道業について確認します。

図表9は、主な鉄道会社の平成28年度から令和3年度までの運輸収入³を示したもので、各鉄道会社の平成27年度の運輸収入を100としたときの推移を表しています。

令和2年度は、平成27年度の運輸収入の1/2から3/4の水準まで急激に減少しましたが、令和3年度は前年度と比較すると、JR西日本16.2%増、阪急7.2%増、阪神7.5%増、近鉄8.2%増、南海5.2%増、京阪6.5%増と、コロナ前には及びませんが一部回復しました。これは、令和2年度に実施された「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における臨時休業等の措置」が令和3年度では実施されなかったことや、出勤者数の7割削減の要請が令和3年11月に撤廃されたこと、時短営業や酒類の提供の制限はあるものの飲食店の営業が再開したこと等により、鉄道の利用者が令和2年度と比較すると一部回復したためと考えられます。しかし、コロナ前の数値とは大きく乖離があり、低調に推移しています。

図表9 運輸収入の推移(H27年度=100)



資料)各社ホームページ「Fact Book」等より作成

④宿泊・飲食サービス業

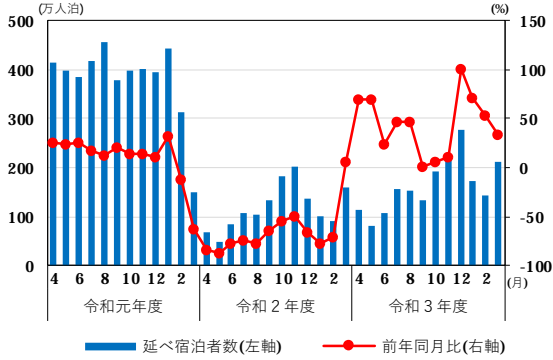
宿泊・飲食サービス業は、宿泊業と飲食サービス業から成ります。

宿泊業について延べ宿泊者数をみると、令和2年度は令和元年度と比べると大きく減少しており、7月のGo To Travelや10月のGo To Eatの影響があっても、最大で約200万人泊(10月)でした。令和3年度の延べ宿泊者数は最大300万人泊弱(12月)となり、前年同月と比較すると、令和3年度は全ての月で増加しました。これは、11月の大阪いらっしやいキャンペーンの開始やワクチン・検査パッケージ制度による活動制限の緩和もあり、宿泊者が増えたためと考えられます【図表10】。

宿泊施設の客室稼働率を全国と比較すると、令和3年度は前年度に引き続き全国を下回る月が続きました【図表11】。

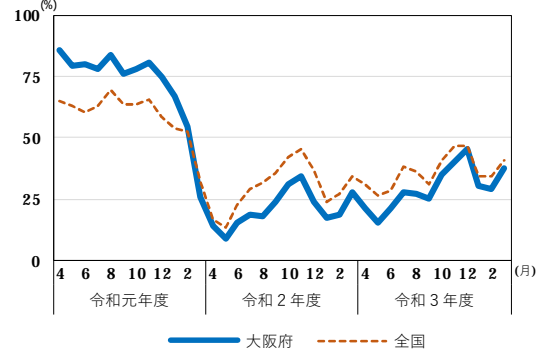
³ JR西日本は鉄道運輸収入、阪急と阪神は運輸収入、近鉄と京阪は旅客収入、南海は旅客運輸収入を表しており、大阪府外における収入も含みます。

図表10 延べ宿泊者数



資料)国土交通省観光庁「宿泊旅行統計調査」より作成
注)従業者数 10 人未満を含む

図表11 客室稼働率

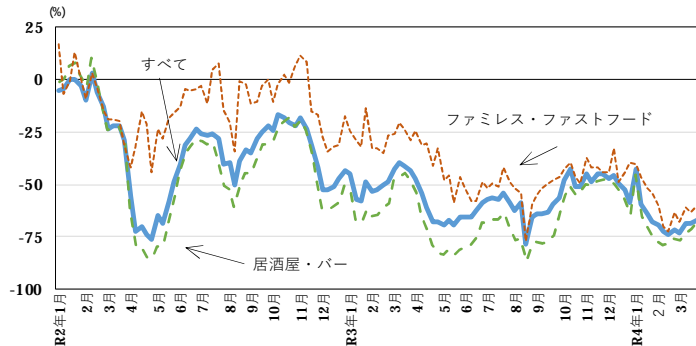


資料)国土交通省観光庁「宿泊旅行統計調査」より作成
注)従業者数 10 人未満を含む

次に、飲食サービス業について確認します。図表 12 は、飲食店情報の閲覧数について、令和元年の同じ週からの変動を示したものです。令和3年度は令和2年度に引き続き、全体的に低調に推移しました。令和2年度はそれほど落ち込みが激しくなかったファミレス・ファストフードの閲覧数も居酒屋・バーと同水準まで減少しました。大阪府では、飲食店の営業時間短縮要請や感染者数の拡大により、足踏みがみられたと思われます。

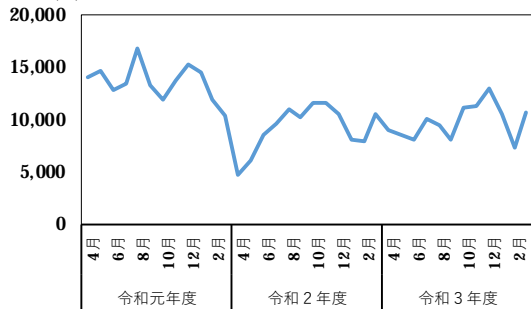
一般外食費の推移（全国）を確認すると、令和2年度に引き続き令和3年度は低調に推移しました【図表 13】。その反面、令和3年度の調味料の支出額は令和2年度には及ばないものの、引き続き高い水準だったことと合わせて考えると、内食中心の食生活が続いたものと考えられます【図表 14】。

図表12 飲食店情報の閲覧数(令和元年同週比)



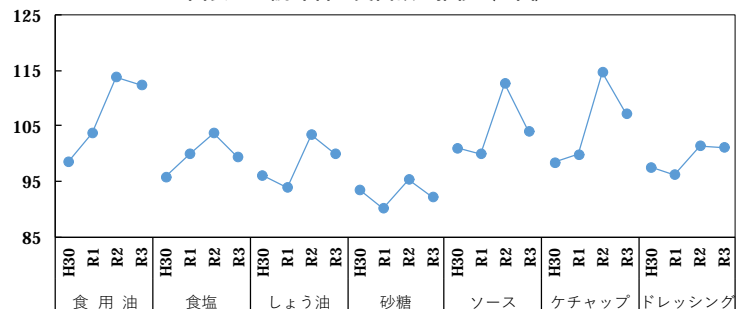
資料)「V-RESAS、Retty 株式会社『Food Data Platform』」(令和6年2月20日に利用)を加工して作成
注) (当該週のPV数 ÷ 令和元年同週のPV数) - 1

図表13 一般外食支出額の推移 (全国)



資料)総務省「家計調査(二人以上世帯)」より作成

図表14 調味料の支出額の推移 (全国)



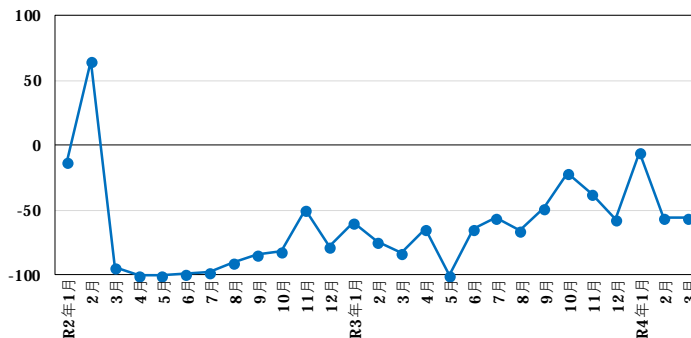
資料)総務省「家計調査(二人以上世帯)」より作成
注) H29 = 100

⑤その他のサービス

その他のサービスには写真業、洗濯・理容・美容・浴場業、娯楽業、学習塾、自動車整備業、政治・経済・文化団体等が含まれますが、ここでは娯楽業について確認します。

図表 15 は、イベントチケット販売数について、令和元年の同じ月からの変動を示したものです。令和3年度は、段階的なイベント開催制限の緩和がおこなわれたため、令和2年度より増加傾向にあります。しかし、人数制限や感染防止によるイベント中止により、イベントチケット販売数は伸び悩んだと思われます。

図表15 イベントチケット販売数(令和元年同月比)



資料)「V-RESAS、ぴあ株式会社」(令和6年2月22日に利用)を加工して作成
 注) (各月のチケット販売数÷令和元年同月のチケット販売数)-1

4 消費や投資への影響(支出側)

図表16は、令和3年度の需要項目別府内総生産の増加率と寄与度を示したものです。

需要項目別にみると、民間最終消費支出、地方政府等最終消費支出、府内総資本形成が府内総生産の増加に寄与しています。内訳をみると、民間最終消費支出の増加は家計最終消費支出が、府内総資本形成の増加は民間企業設備が主な要因であることが分かります。

図表16 需要項目別府内総生産の増加率・寄与度

	名目		実質	
	増加率(%)	寄与度(%pt)	増加率(%)	寄与度(%pt)
民間最終消費支出	3.3	1.71	2.2	1.13
(1) 家計最終消費支出	3.5	1.75	2.4	1.20
(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出	▲3.1	▲0.05	▲4.7	▲0.07
地方政府等最終消費支出	3.5	0.51	2.4	0.35
府内総資本形成	11.4	2.34	7.9	1.62
(1) 総固定資本形成	7.6	1.63	4.0	0.86
a. 民間	6.5	1.19	2.9	0.54
(a) 住宅	2.3	0.08	▲4.8	▲0.16
(b) 企業設備	7.4	1.11	4.7	0.72
b. 公的	14.1	0.44	10.3	0.31
(a) 住宅	15.4	0.03	9.4	0.02
(b) 企業設備	18.3	0.21	14.4	0.16
(c) 一般政府	11.3	0.20	7.8	0.14
(2) 在庫変動	62.1	0.71	66.2	0.82
財貨・サービスの移出入(純)	▲5.7	▲0.77	▲3.1	▲0.40
・統計上の不突合・開差				
府内総生産(支出側)	3.8	3.78	2.7	2.70

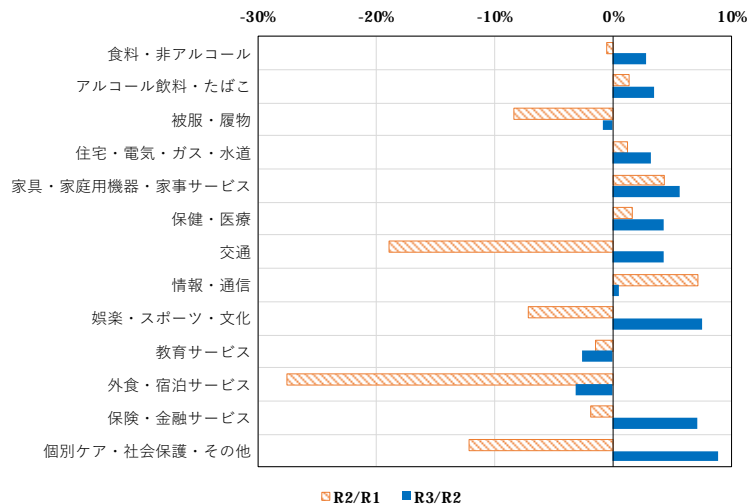
資料)大阪府統計課「令和3年度大阪府民経済計算」より作成

注)在庫変動の増加率は、(R3年度値-R2年度値)/(R2年度値の絶対値)×100により算出した。

①家計最終消費支出

目的別に家計最終消費支出の増加率(名目)をみると、食料・非アルコールが2.8%増(令和2年度0.6%減)、交通が4.2%増(同18.9%減)、娯楽・スポーツ・文化が7.4%増(同7.1%減)、保険・金融サービスが7.1%増(1.9%減)、個別ケア・社会保護・その他⁴が8.8%増(同12.1%減)と、減少から増加に転じました。これは、緊急事態宣言等により行動が制限された時期があったものの、落ち込みが大きかった前年度に比べれば、社会経済活動に持ち直しの動きが見られたことが要因と考えられます。しかし、外食・宿泊サービスは3.2%減(同27.6%減)と、減少幅の縮小は見られたものの弱い動きが続きました【図表17】。

図表17 目的別家計最終消費支出(名目)の増加率



資料)大阪府統計課「令和3年度大阪府民経済計算」より作成

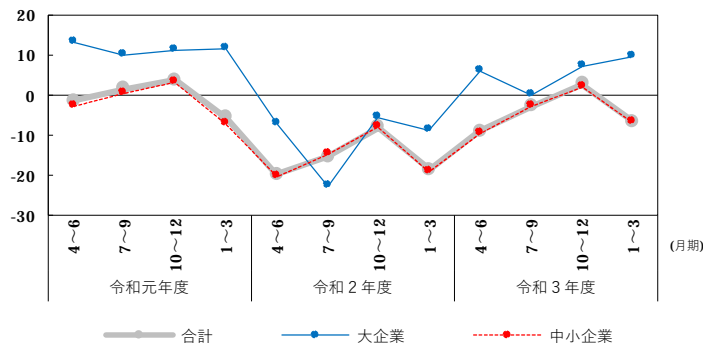
⁴ 個別ケア・社会保護・その他には、美容院及び身体手入れ施設、個人ケア用器具及び製品、宝石及び時計、介護サービス等が含まれます。

②企業設備

設備投資DIをみると、令和3年4～6月期は-8.9、7～9月期は-2.9と持ち直し、10～12月期は2.8とプラスに転じましたが、翌1～3月期は-6.6と再びマイナスになりました。前年同期比で令和3年度のDI値の増減幅を確認すると、4～6月期は10.8ポイント、7～9月期は12.6ポイント、10～12月期は10.9ポイント、1～3月期は12.0ポイントと、いずれも2桁台の大幅増加でした。これは、新型コロナウイルス感染症の影響が強く表れた令和2年度の大幅減少からの反動増と考えられます。

企業規模別でDIをみると、大企業は令和3年4～6月期にプラスへと回復し、7～9月期に0.0と落ちましたが、その後はプラスで推移しました。中小企業は、令和3年10～12月期にプラスへ回復したものの、翌1～3月期に再びマイナスとなりました【図表18】。

図表18 設備投資DIの推移



資料)大阪産業経済リサーチセンター「大阪府景気観測調査結果(2023年10～12月期)」より作成
 注)設備投資DI=「増加」企業割合-「減少」企業割合(前年度実績と比較した今年度の設備投資計画)
 注)回答企業の約9割は中小企業

5 所得への影響(分配側)

図表19は、令和3年度の府民所得の増加率と寄与度を内訳別に示したものです。府民雇用者報酬については、雇用者一人当たり府民雇用者報酬と雇用者数に分解して示しています⁵。

府民所得が**6.5%**増加したのは、企業所得の増加(寄与度**4.63%**ポイント)の寄与が大きく、次いで府民雇用者報酬(同**1.61%**ポイント)、非企業部門の財産所得(同**0.30%**ポイント)となりました。また、府民雇用者報酬の増加は、雇用者一人当たり府民雇用者報酬の要因が**1.30%**ポイント、雇用者数の要因が**0.31%**ポイントとなりました。

図表19 府民所得の増加率

	増加率(%)	寄与度(%pt)
府民雇用者報酬	2.0	1.61
[参考] 雇用者一人当たり府民雇用者報酬	1.6	1.30
[参考] 雇用者数	0.4	0.31
財産所得(非企業部門)	4.2	0.30
企業所得	36.1	4.63
府民所得(要素費用表示)	6.5	6.54

資料)大阪府統計課「令和3年度大阪府民経済計算」より作成

注)雇用者一人当たり府民雇用者報酬と雇用者数の寄与度は、次式により算出；

$$\Delta C = \Delta W \times \bar{L} + \bar{W} \times \Delta L$$

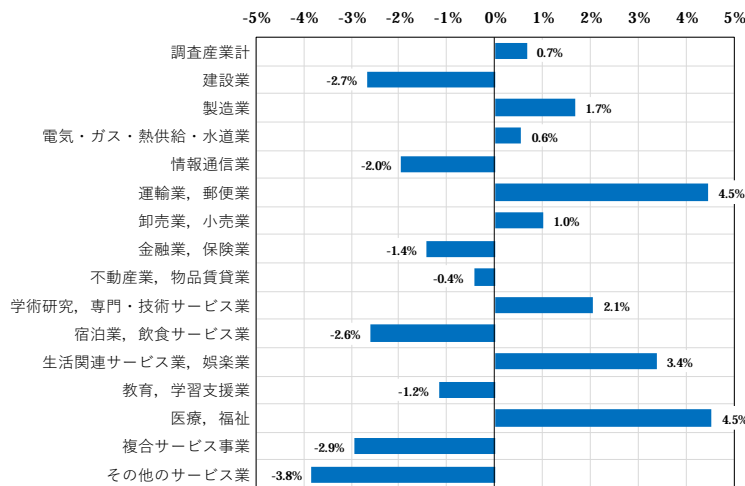
C：府民雇用者報酬 W：雇用者一人当たり府民雇用者報酬

L：雇用者数 文字の上のバー：当年度と前年度の平均

①府民雇用者報酬

雇用者一人当たり府民雇用者報酬を現金給与総額でみると、令和3年度は前年度に比べ**0.7%**増となりました。産業別にみると、運輸・郵便業(対前年度**4.5%**増)や医療・福祉(同**4.5%**増)、生活関連サービス業、娯楽業(同**3.4%**増)が増加したものの、その他のサービス業(同**3.8%**減)や複合サービス事業(同**2.9%**減)、建設業(同**2.7%**減)が減少するなど、産業によって賃金の動きが異なる結果となりました【図表20】。

図表20 産業別現金給与総額の増加率



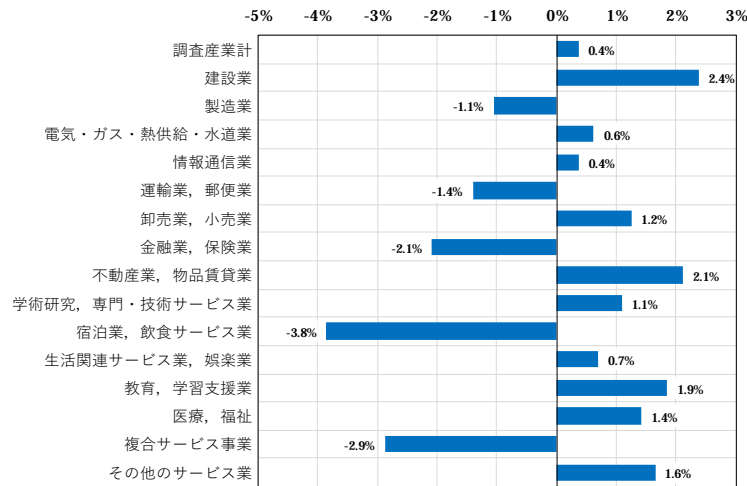
資料)大阪府統計課「毎月勤労統計調査地方調査」より作成

注)増加率は、各月の現金給与総額指数の単純平均で求めた年度指数から算出

⁵ 府民雇用者報酬 = 雇用者一人当たり府民雇用者報酬 × 雇用者数 と分解することができます。

次に、雇用者数を常用雇用で見ると、令和3年度は前年度に比べ**0.4%**増となりました。産業別にみると、建設業(対前年度**2.4%**増)や不動産業、物品賃貸業(同**2.1%**増)など、**15**産業のうち**10**産業で増加しましたが、宿泊業、飲食サービス業(同**3.8%**減)や複合サービス事業(同**2.9%**減)などで減少しました【図表21】。

図表21 産業別常用雇用の増加率



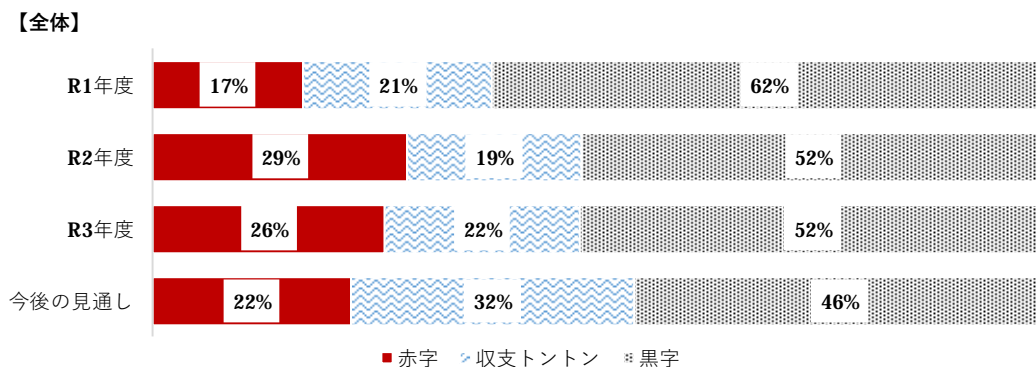
資料)大阪府統計課「毎月勤労統計調査地方調査」より作成

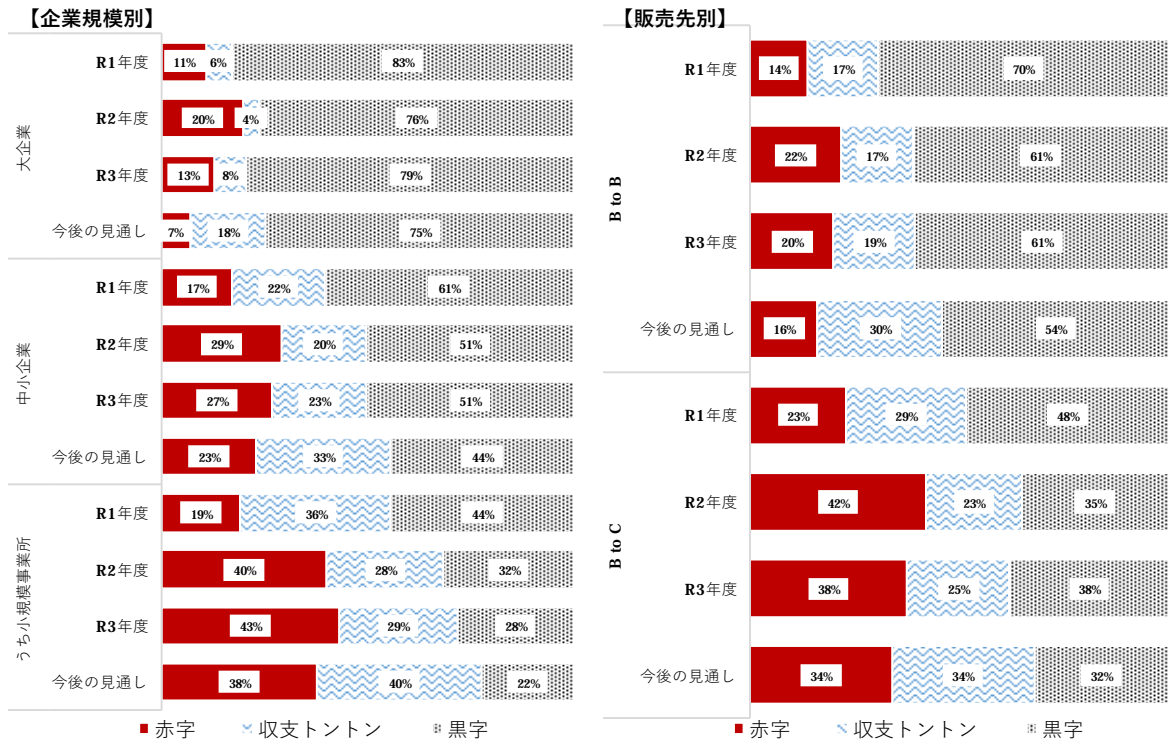
注)増加率は、各月の常用雇用指数の単純平均で求めた年度指数から算出

②企業所得

府内企業の収益の推移を「**2022**年度大阪府内企業経営実態調査」で見ると、令和2年度に上昇した赤字の割合は、令和元年度の水準には及ばないものの令和3年度には改善が見られました。これを企業規模別にみると、小規模になるほど赤字の割合が高く、回復も遅れていることが分かります。販売先別にみると、**B to B**に比べ、**B to C**の方が赤字の割合が高い傾向があります【図表22】。

図表22 府内企業の収益の推移





資料)大阪府政策企画部・商工労働部「2022年度大阪府内企業経営実態調査」(2022年11月1日)より作成

6 おわりに

本稿では、新型コロナウイルスによる大阪府経済への影響について、大阪府民経済計算や様々なデータを使って確認しました。その結果、令和3年度には令和2年度に受けた大きなショックからの回復が見られましたが、コロナ前(平成30年度)の水準には達していないことが様々な指標から見て取れました。製造業や卸売・小売業が実質成長率の増加に大きく寄与したことが確認できましたが、中小企業、特に小規模事業者の回復に遅れが見られたり、飲食・宿泊サービス業といった対面型サービスの雇用者数が減少したりしていること等から、企業の回復状況は一様ではないことが確認できました。

本稿作成時点(令和6年3月)では、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に変更されてから既に10か月が経過しました。新型コロナウイルスに関する公費支援やワクチンの無料接種も令和5年度末をもって終了することとなっています。経済は緩やかな持ち直しの動きが続いているものの、悪化を示す指標も散見されるなど、コロナ禍収束に伴う景気浮揚力は剥落し、もはや「コロナ後」ではないといった状況にあります⁶。

今後、大阪府経済が成長・発展していくためには、文化・観光拠点の形成やカーボンニュートラル実現に向けた取り組み等に、より一層励んでいくことが求められます。そして、2025年大阪・関西万博での各国の先端技術やサービス等を基に社会変革を起こし、「大阪の持続的な成長」と「府民の豊かな暮らし」を実現し、確たるものにしていく必要があります。

参考1：新型コロナウイルス関連の主なできごと・取組等(令和3年3月～令和4年3月)

波	日付	主なできごと・取組等
第4波	R3年3月1日	緊急事態措置解除・「大阪モデル」黄信号点灯 ・大阪市全域の飲食店等に対して、営業時間短縮(21時まで※酒類提供は20時30分まで)要請 ・4人以下でのマスク会食の徹底、歓送迎会・謝恩会・宴会を伴う花見自粛要請 等
	3月20日	「大阪モデル」見張り番指標が感染拡大の兆候を感知
	3月22日	新大阪駅での検温実施(4月9日まで)
	4月1日	国が飲食店向け規模別協力金制度を導入
	4月1日	大阪府全域の飲食店等に対して、営業時間短縮(21時まで※酒類提供は20時30分まで)要請
	4月5日	まん延防止等重点措置適用(措置区域：大阪市) ・大阪市内の飲食店等に対して、営業時間短縮(20時まで※酒類提供は19時まで)要請 ・大阪市外の飲食店等に対して、営業時間短縮(21時まで※酒類提供は20時30分まで)要請 ・大阪市内・府外への不要不急の外出移動自粛要請 等
	4月7日	「大阪モデル」赤信号点灯、医療非常事態宣言(2度目)
	4月8日	府内・府外への不要不急の外出移動自粛要請
	4月15日	大学等でのオンライン授業実施、学校での部活動休止、テレワークの徹底の要請等
	4月22日	入院患者待機ステーション設置
	4月23日	国が大規模施設等向け協力金を導入(大規模集客施設に対する休業要請の実効性を確保)
	4月25日	緊急事態措置適用 ・大阪府全域の飲食店等に対して、休業要請又は営業時間短縮(20時まで)要請 ・その他の施設には、休業要請又は時短協力依頼 ・不要不急の外出・都道府県間移動や路上・公園等における集団での飲酒の自粛要請 等
	4月28日	新規陽性者数1,260人(第4波最多)(5月1日も同数)
	5月10日	検疫施設待機期間を「6日間」「10日間」とする指定国制度の創設等、水際対策を強化
	5月14日	デルタ株陽性者を府内で確認
	5月20日	飲食店等感染症対策備品設置支援金の受付を開始
6月1日	緊急事態措置適用延長 ・大阪府全域の飲食店等に対して、休業要請又は営業時間短縮(20時まで)要請 ・その他の施設には、平日は時短要請・土日は休業要請又は時短協力依頼 ・不要不急の外出・都道府県間移動自粛要請 等	

⁶ 一般財団法人 アジア太平洋研究所「Kansai Economic Insight Quarterly No.66」を参照

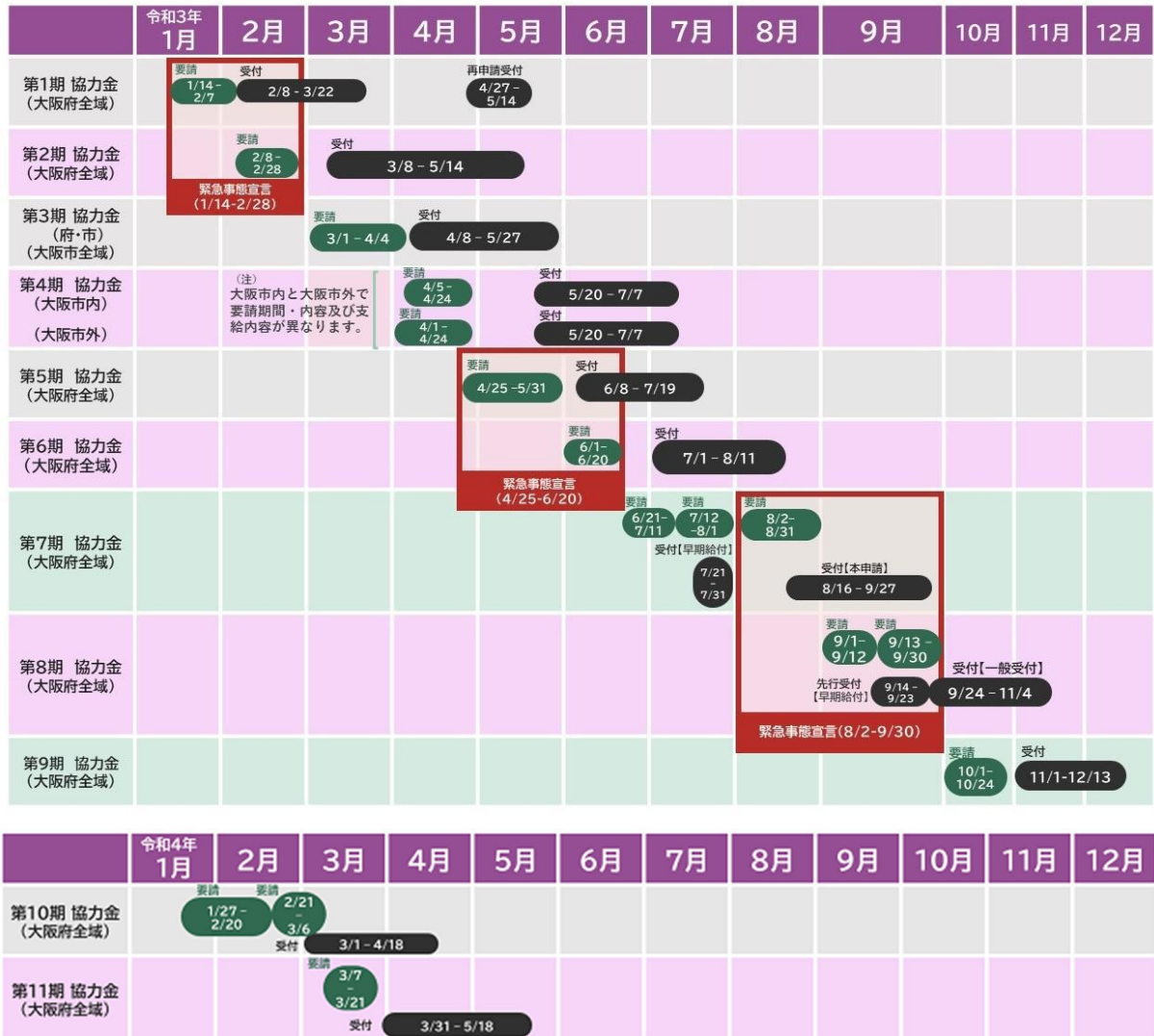
波	日付	主なできごと・取組等
	6月16日	感染防止認証ゴールドステッカー(以下「GS」という。)受付開始
	6月16日	飲食店「スマホ検査センター」受付開始
第5波	6月21日	まん延防止等重点措置適用(措置区域:府内33市) ○府民等に以下要請(6月21日～7月11日) ・飲食店等 措置区域(33市) :時短要請(20時まで) その他の区域(10町村):時短要請(21時まで) いずれも、酒類提供自粛(※GS認証店で同一グループ2人以内で提供可) カラオケ設備の利用自粛 ・その他施設 時短要請(措置区域1,000㎡超 20時まで等、措置区域1,000㎡以下及びその他区域 21時まで) ・不要不急の外出自粛要請
	6月23日	泉佐野市に滞在するウガンダ選手団(東京オリンピック)のうち1名が陽性判明
	7月1日	東京オリンピックパラリンピック競技大会における感染症強化サーベイランス開始
	7月8日	「大阪モデル」見張り番指標が感染拡大兆候を感知
	7月8日	新型コロナ受診相談センターにおいて後遺症に関する相談受付を開始
	7月12日	まん延防止等重点措置適用延長 ○府民等に以下要請(7月12日～8月1日) ・飲食店等 措置区域(33市) :時短要請(20時まで) その他の区域(10町村):時短要請(21時まで) いずれも、酒類提供自粛(※GS認証店で同一グループ4人以内で提供可) カラオケ設備の利用自粛 等
	7月23日	東京オリンピック開催(7月23日～8月8日)
	7月26日	大阪府療養者情報システム(O-CIS)運用開始
	8月2日	緊急事態措置適用 ○府民等に以下要請(8月2日～8月19日) ・飲食店等 酒類提供・カラオケ設備提供する場合は休業、それ以外は時短要請(20時まで) ・その他施設 1,000㎡超 時短要請(20時まで)、1,000㎡以下 時短依頼(20時まで) ・不要不急の外出・帰省・旅行等自粛要請 等
	8月20日	緊急事態措置延長 ○府民等に以下要請(8月20日～9月12日) ・百貨店の地下の食品売り場は通常営業時の半数程度の入場者を目安とした入場整理等の徹底
	8月24日	東京パラリンピック開催(8月24日～9月5日)
	8月26日	ホテル抗体カクテルセンター(後に診療型宿泊療養施設に変更)運用開始
	9月1日	新規陽性者数 3,004人(第5波最多)
	9月1日	宿泊療養者向けオンライン診療センター開設
	9月13日	緊急事態措置延長(～9月30日)、府立学校における部活動原則休止
	9月17日	府内で自宅療養者に対して抗体カクテル療法往診開始(全国初)
	9月27日	薬局での医療用抗原検査キット販売が特例的に承認
	9月27日	自宅療養者及び待機中患者の外来医療機関等への無料搬送サービス開始
	9月27日	大阪市民向け宿泊療養予約緊急コールセンター設置
	10月1日	ワクチン接種証明書保持者の入帰国後の待機期間の短縮
	10月1日	緊急事態措置解除・「大阪モデル」黄信号点灯 ○府民等への協力要請(10月1日～10月24日) ・飲食店等への時短要請(GS認証店舗は酒類提供可、営業時間21時まで。その他店舗は酒類提供自粛、営業時間20時まで)、その他施設への時短要請(21時まで)等 ・混雑している場所や時間を避けた少人数での行動、都道府県移動の際の感染防止対策の徹底要請 等
	10月25日	「大阪モデル」緑信号点灯 ○府民等への協力要請(10月25日～11月30日) ・GS認証店に対して同一テーブル4人以内、その他店舗に対して同一テーブル・同一グループ4人の協力要請 ・その他の施設は「適切な入場整理等」、「会食時の4ルール*の徹底」要請 等 ※会食時の4ルール・・・同一テーブル4人以内、2時間程度以内での飲食、GS認証店舗を推奨、マスク会食の徹底
	10月28日	診療型宿泊療養施設の開設
	11月5日	自宅待機者等24時間緊急サポートセンター(自宅待機SOS)運営開始
	11月24日	大阪いらっしやいキャンペーン開始
	11月30日	全世界対象に外国人新規入国を停止
	11月30日	国内でオミクロン株患者確認(空港検疫)

波	日付	主なできごと・取組等
	12月2日	オミクロン株濃厚接触者ホテルの開設・運営開始
	12月3日	閑空や検疫待機施設において、検疫後・宿泊施設退所後の入帰国者を対象に検査キットを配布
第6波	12月16日	オミクロン株陽性者を府内で確認
	12月17日	イベント及び飲食店におけるワクチン・検査パッケージ制度の登録開始
	12月23日	無料検査開始
	R4年1月6日	「大阪モデル」見張り番指標が感染拡大の兆候を探知
	1月8日	「大阪モデル」黄信号点灯
	1月24日	「大阪モデル」赤信号点灯
	1月26日	新規陽性者数が1万人を超過
	1月27日	まん延防止等重点措置適用(措置区域：大阪府全域) ○府民等に以下要請(1月27日～2月20日) ・飲食店等 GS 認証店舗：時短要請(21時まで)・酒類提供(20時30分まで)または時短要請(20時まで)・酒類提供自粛、同一テーブル4人以内(ただし、対象者全員検査で陰性確認時は同一テーブル5人以上も可) その他店舗：時短要請(20時まで)、酒類提供自粛、同一グループ・同一テーブル4人以内 ・会食を行う際の4ルール留意 等
	1月31日	大阪コロナ大規模医療・療養センター(無症状・軽症者用病床)運営開始
	2月8日	医療非常事態宣言発出(3度目)
	2月11日	新規陽性者数 15,291人(第6波最多)
	2月15日	大阪コロナ大規模医療・療養センター中等症病床運用開始
	2月18日	大阪府高齢者施設等クラスター対応強化チーム(OCRT)を設置
	2月21日	まん延防止等重点措置延長 ○府民等に以下要請(2月21日～3月21日) ・オミクロン株の特性を踏まえた感染防止対策(高齢者施設・高齢者対策 等)の追加
	2月22日	高齢者用宿泊療養施設(24時間診療対応可能)として2施設を位置づけ
	3月22日	まん延防止等重点措置解除 ○年度替わりの集中警戒期間(3月22日～4月24日) ・飲食店等 GS 認証店舗：同一テーブル4人・2時間以内(ただし、対象者全員検査で陰性確認時は同一テーブル5人以上も可) その他店舗：同一グループ・同一テーブル4人・2時間以内 ・高齢者施設・高齢者対策の継続、会食を行う際の4ルール遵守 等
	3月23日	大阪コロナ大規模医療・療養センター中等症病床(200床)運用休止
	3月25日	高齢者施設等往診専用ダイヤルを設置

資料)大阪府健康医療部「保健・医療分野における新型コロナウイルス感染症への対応についての検証報告書」、大阪府「新型コロナウイルス感染症対応の記録～これまでの対応を振り返って～」より作成

注)斜体は大阪府以外のできごと・動向等

参考2：営業時間短縮協力金の実施状況



資料)大阪府ホームページ「大阪府営業時間短縮協力金トップページ」より抜粋

注)営業時間短縮協力金とは、大阪府が行った営業時間短縮の要請に全面的に協力した府内の飲食店等に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び事業継続を目的に支給する協力金

参考3：大規模施設等協力金の実施状況

期	措置内容・期間	対象地域	要請内容	申請期間
第1期	緊急事態措置 (R3.4.25~R3.5.31)	大阪府全域	休業	R3.6.17~R3.7.30
第2期	緊急事態措置 (R3.6.1~R3.6.20)	大阪府全域	土日:休業	R3.7.19~R3.8.31
	まん延防止等重点措置 (R3.6.21~R3.7.11)	33市域	平日:時短	
第3期	まん延防止等重点措置 (R3.7.12~R3.8.1)	33市域	時短	R3.9.10~R3.10.22
	緊急事態措置 (R3.8.2~R3.8.31)	大阪府全域		
第4期	緊急事態措置 (R3.9.1~R3.9.30)	大阪府全域	時短	R3.10.12~R3.11.30

資料)大阪府「新型コロナウイルス感染症対応の記録～これまでの対応を振り返って～」より抜粋

注)大規模施設等協力金とは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、施設の休業や営業時間短縮の要請に全面的に協力した大規模施設等に対して支給する協力金

参考4：緊急事態宣言とまん延防止等重点措置の違い

	緊急事態宣言	まん延防止等重点措置
根拠法令	新型インフルエンザ等対策特別措置法	
対象地域	政府が対象とした都道府県単位	政府が対象とした都道府県の知事が指定する市区町村等の特定の区域
発出の目安	レベル3相当	レベル2～3相当
解除の目安	レベル2相当	措置区域の感染状況が都道府県全域に感染を拡大させるおそれがない水準かなど
期間	2年以内(延長する期間は1年以内) ※繰り返し延長不可。	6か月以内(延長する期間は6か月以内) ※繰り返し延長可能。
内容	<p>①住民に対し、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことの要請(45条第1項)</p> <p>②学校、社会福祉施設、興行場等の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止の要請及び命令(45条第2項, 第3項)</p> <p>③医療等の提供体制の確保に関する措置(47条, 49条)</p> <p>④電気及びガス並びに水の安定的な供給(52条)</p> <p>⑤運送、通信及び郵便等の確保(53条)</p> <p>⑥特定物資の売渡し要請(55条第1項)、収用(同条第2項)、保管命令(同条第3項)</p>	<p>①事業者に対する営業時間の変更及びまん延防止措置の要請(31条の6第1項)、命令(同条第3項)</p> <p>②住民に対する①で指定された場所への出入り自粛要請(31条の6第2項)</p>
罰則	<p>②の命令に違反した場合には、30万円以下の過料(79条)</p> <p>⑥の命令に違反した場合、6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金(76条)</p>	①の命令に違反した場合には、20万円以下の過料(80条1項)

資料)新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)、新型コロナウイルス感染症対策本部「新型コロナウイルス感染症対策の基本対処方針」(令和5年2月10日変更)、一般財団法人 アジア太平洋研究所「関西経済白書2021」より作成